

農業を担う者への農地集積推進事業補助金交付要綱

制定 令和8年6月30日農政第324号

(趣旨)

第1条 沖縄県知事は、担い手への農地集積を加速させるため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を活用し、一定期間以上の長期の賃借権等の設定を行う農地所有者に対し、貸付面積に応じて補助金を予算の範囲内で交付するものとする。

その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 農地中間管理事業を活用して次条に定める対象農地を10年以上貸し付ける、農地の所有者等であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第75号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象農地)

第3条 補助金の対象となる農地（以下「対象農地」という。）は、次の要件を満たす農地とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条の規定により定められた地域農業経営基盤強化促進計画の区域内であり、農業を担う者が記載されている又は記載されることが確実である農地であること。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であること。
- (3) 事業実施年度の直近3年以内において、農地法（昭和27年法律第229号）、機構法及び基盤法に基づく賃借権又は使用貸借による権利が設定されていない農地であること。
- (4) 貸付面積（複数筆の場合はその合計面積）が10アール以上の農地であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、対象農地の貸付面積に応じ、10アール当たり3万円を乗じて得た額とする。ただし、補助対象者は、30万円を超えて本補助金の交付を受けることはできない。

2 前項の規定により交付額を算定する際、貸付農地面積に10アール未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度知事が別に定める日までに様式第1号により交付申請書兼請求書を作成し、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 対象農地が第3条第2号の要件を満たすことを確認できる書類
- (2) 対象農地が第3条第3号の要件を満たすことを確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請書兼請求書に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条第1項の規定により申請の取下げをしようとするときは、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、その旨を知事に申し出なければならない。

(補助金の交付方法)

第8条 知事は、この補助金を精算払により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 知事は、第5条の規定による書類の提出を受けたときは、規則第12条の規定による報告があったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条で決定した内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象者が、知事の附した条件又は法令、規則若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助対象者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合。
- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第11条 知事は、前条の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- 2 知事は、前項の返還を命じる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じるものとする。
- 3 第1項に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額につき、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

- 第12条 補助対象者は、補助金交付決定通知等の補助金に係る証拠書類について、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(協力事項)

- 第13条 補助対象者は、沖縄県が実施する農業関係の調査に協力しなければならない。

(その他)

- 第14条 本要綱のほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月30日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日に失効する。ただし、本要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、なお従前の例による。